

—台風による大雨が心配な季節—

確認しよう！災害時の避難行動

危機管理課・☎2247

これから秋にかけては、台風が強い勢力で日本列島に近づくなど、本格的な台風シーズンとなります。災害に遭う前に、ハザードマップで自宅周辺地域の危険や避難行動を確認しましょう。

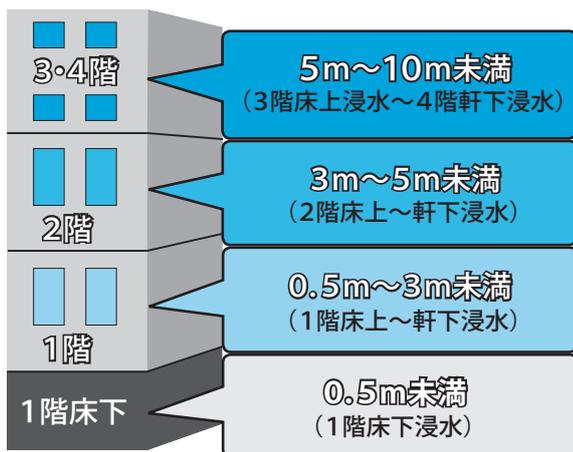
ハザードマップを活用しよう

- ◆ハザードマップで自宅を探す
- ◆自宅の周辺が何色の場所であることをチェック
- ◆土砂災害の危険はないかをチェック

避難場所などを考えよう

浸水の深さなどによって、避難行動や避難場所が変わります。避難所に行くことだけが、避難ではありません。

洪水浸水想定区域(浸水深)



※実際のハザードマップの色とは異なります。

浸水深より居室が
高いか考える

2階以上まで浸水
する可能性あり

平屋の場合は浸水
する可能性あり

立ち退き避難に備える

親戚・知人宅、避難所などの安全な場所に避難できるよう非常持出品の準備をしておきましょう。

屋内安全確保(垂直避難)に備える

建物の上階などで、安全を確保できる場合は留まることも避難行動の一つです。日ごろから備蓄品の準備をしておきましょう。



—善意の輪が広がっています—

ふるさと足利応援寄附金

3年度寄附報告 前年から約3倍

5,732件 1億6073万1277円

いただいた寄附金は、寄附者のご意向に沿って、右記の目的などで使用しました。

- 寄附金のうち、6639万7000円は、4年度以降に実施するハイキングコースや消防資機材の整備および教育事業などに使用させていただきます。

地域創生課・☎2261

▷福祉関連事業	27,299,001円
▷ハイキングコース	
・消防資機材の整備など	18,840,614円
▷こども夢基金への積み立て	10,077,908円
▷史跡足利学校の改修	8,780,275円
▷子どもたちの読書活動	7,285,000円
▷防犯・防災関連事業	7,190,000円
▷新型コロナウイルス感染症対策	2,873,479円
▷いちご一会とちぎ国体・大会	2,088,000円
▷その他	9,900,000円

※会場などにお越しの際は、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。また、状況により延期や中止となる可能性があります。

8月の市税納期

納税課・☎202124

- ▶市・県民税(2期)
- ▶国民健康保険税(2期)

納期限 8月31日(水)

口座振替キャンペーン実施中

9月30日(金)までの新規口座振替申込者に、足利学校、栗田美術館、あしかがフラワーパークいずれか1カ所で使用できるペア入場券を進呈。

ご協力ください

統計法に基づく調査

《共通》

▽調査員証を携帯した統計調査員が伺います。

▽調査内容は、統計法により厳しく秘密が守られます。

▼就業構造基本調査

デジタル戦略課・☎202105

対象 国が指定した約2500世帯から無作為に選ばれた、約780世帯の方

内容 就業・不就業の状態を調査し雇用・経済政策などに使用

基準日 10月1日現在

調査期間 8～10月

▼毎月勤労統計調査 栃木県統計課

☎028-623-2246

対象 本城三丁目、元学町、大橋町一丁目、助戸東山町、鶴木町、常見町一丁目、上渋垂町、百頭町、高松町、久保田町の一部の事業所

内容 賃金、労働時間や雇用の実態を把握し、最低賃金の改定

審議などに使用

基準日 7月31日現在

調査期間 8～9月

税

提出してください

固定資産現所有者申告書

税務課・☎2129

8月から随時、対象者へ申告書を発送します。

対象 亡くなられた方が所有している固定資産の相続人

申告内容 同固定資産について、相続人の皆様でご相談のうえ、現所有者(相続人代表)を申告

※名義変更完了までの間、納税

通知書を受領する代表者を申告するもので、登記簿などの名義

を変更するものではありません。
申告方法 申告書(はがき)を同課へ返送

※相続権をお持ちでない場合は、同課までご連絡ください。

納税通知書を発送します

個人事業税(県税)

安足県税事務所

☎0283-23-1458

発送日 8月9日(火)

※第1・2期分を同時送付。

納期限

▽第1期 8月31日(水)

▽第2期 11月30日(水)

福祉

ジェネリック医薬品

利用差額通知の発送

保険年金課・☎202147

国民健康保険加入者で、ジェネリック医薬品に切り替える

薬代が安くなる可能性のある方に、軽減額などを通知します。

発送時期

▽8月下旬 5月診療分

▽5年2月下旬 11月診療分

★ジェネリック医薬品への切り替えを希望する場合は医師・薬剤師へご相談ください。

犬や猫を家族に迎えたら

マイクロチップ情報の変更登録を!

環境政策課・☎202152

今年6月1日に『改正動物愛護管理法』が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。

ペットショップなどで購入したら

30日以内に所有者情報(住所や氏名など)について、必ずオンラインによる変更の届出をしてください。

※マイクロチップ情報の変更登録は不慮の災害・盗難などで行方不明となった場合、身元確認を行うために重要な手続きです。

詳しくは環境省『犬と猫のマイクロチップ登録情報』のホームページをご確認ください。



マイクロチップ情報の変更登録とは別に、狂犬病予防法に基づく犬の登録などの手続きについて、同課に届出が必要です。